

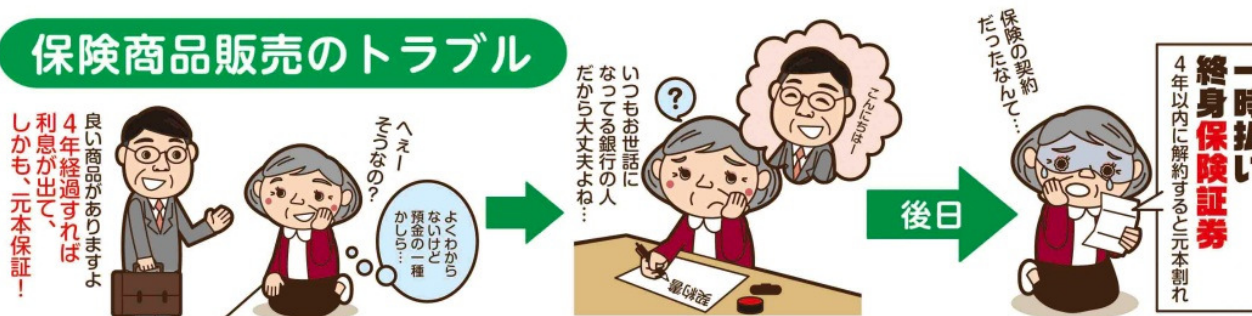
銀行窓口での金融商品、保険商品の販売に関するトラブル

金融商品販売のトラブル



平成10年以降、銀行窓口での金融商品の一つである投資信託の販売が解禁され、投資信託の販売窓口として大きなシェアを持つようになってきました。投資商品は、預貯金と違い、投資した金額が減ってしまうリスクが伴います。

保険商品販売のトラブル



平成13年以降、順次銀行窓口での保険商品販売が解禁され、平成19年に全面的に解禁されました。一時払い終身保険は保険としての保障性よりも、利回りの良さなどをアピールして金融商品として販売されるケースもあります。

あなたへのアドバイス



- 銀行でも、リスクを伴う金融商品を扱っています。元本割れする可能性、解約の条件、各種手数料やかかる税金について、しっかりと説明を聞き、きちんと理解したうえで契約しましょう。
- 勧誘時、契約時に書面の中身を理解していないのに、販売員の言うままに、署名・押印することは絶対にやめましょう。